

障害福祉関係ニュース 平成30年度11号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算364号
(平成31年1月4日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 障害福祉サービス等報酬改定 予算編成に関する大臣折衝結果が公表される | …P. 1 |
| 2 | 平成31年度予算政府案が閣議決定される | …P. 2 |
| 3 | 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第4回)が開催される | …P. 10 |
| 4 | 平成29年度「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」が公表される～施設従事者等による虐待件数が前年度比で16%増～ | …P. 12 |
| 5 | 社会福祉施設等におけるノロウィルスの予防対策について | …P. 14 |
| 6 | 「喫煙専用室」におけるたばこの煙の流出防止措置の基準が示される | …P. 14 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|------------------------------------|--------|
| 1 | 2019年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内 | …P. 15 |
| 2 | 職場研修担当者研修会(平成30年度 第2回 施設職員コース)のご案内 | …P. 15 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 障害福祉サービス等報酬改定 予算編成に関する大臣折衝結果が公表される

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(以下、検討チーム)及び、社会保障審議会障害者部会で議論がおこなわれていた下記の事項につきまして、平成31年度予算編成に関する大臣折衝をふまえ、下記のとおり公表されました。

(1) 消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定 +0.44%

今回の改定は、消費税率10%引き上げに伴い、障害者支援施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填するため報酬改定をおこなうものです。
(参考:消費税率5%→8%へ引上げ時 +0.69%)

(2) 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 国費90億円程度

今回示された金額は、2019年10月～2020年3月(実質5ヶ月分)の国費(国負担のみ)での費用であり、公費(国・地方公共団体負担)は、180億円程度となります。これまで検討チームにおいて示されてきた“勤続年数10年以上の8職種(※)の職員の数”を算定根拠としており、今後は2019年10月の実施にむけ、検討チーム等において、具

体的な算定要件や事業所での配分方法等について、協議が行われることとなります。

- (※) 8 職種：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、
心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、
児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

2. 平成 31 年度予算政府案が閣議決定される

政府は、12 月 21 日（金）に平成 31 年度政府予算案を閣議決定しました。

平成 31 年度予算のポイントは、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化、社会保障の充実が掲げられています。

一般会計の総額は 99 兆 4,285 億円（30 年度当初予算比 1 兆 7,157 億円増）となり、歳入に占める税収は 62 兆 4950 億円、公債金は 31 兆 8,779 億円であり、公債依存度は 32.1%（30 年度は 34.5%）となっています。

歳出については、国債費が 23 兆 5,082 億円と歳出全体の 23.6%を占め、これを除いた基礎的財政収支対象経費は 75 兆 9,203 億円となり、その内、社会保障関係費は 33 兆 9,907 億円に達し、歳出全体の 34.1%を占めています。

厚生労働省予算案における一般会計の総額は、32 兆 351 億円（30 年度当初予算比 9,089 億円増・2.9%増）に達し、その中の社会保障関係費は 31 兆 5,930 億円（同 8,857 億円増・2.9%増）です。

社会保障関係費の内訳は、年金 12 兆円（37.9%）、医療 12 兆円（38.0%）、介護 3.2 兆円（10.2%）、福祉等 4.3 兆円（13.7%）、雇用 464 億円（0.1%）となります。

障害保健福祉部関係の予算案については 2 兆 22 億円（同 1,374 億円増・7.4%増）、その内の障害福祉サービス関係費については 1 兆 5,037 億円（同 1,227 億円増・8.9%増）となりました。

平成 31 年度障害保健福祉部予算案の概要

◆予算額◆		
(30 年度予算額)	(31 年度予算案)	(対前年度増減額、伸率)
1 兆 8, 6 4 8 億円	➡ 2 兆 2 2 億円	(+ 1, 3 7 4 億円、+ 7. 4%)
◆障害福祉サービス関係費◆		
(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)		
(30 年度予算案)	(31 年度予算案)	(対前年度増減額、伸率)
1 兆 3, 8 1 0 億円	➡ 1 兆 5, 0 3 7 億円	(+ 1, 2 2 7 億円、+ 8. 9%)

【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保	1兆4,542億円
■ 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】	495億円
■ 障害福祉サービス提供体制の整備	195億円
■ 芸術文化活動の支援の推進	3.0億円
■ 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】	3.8億円
■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】	5.7億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	3.8億円
■ 障害者に対する就労支援の推進	1.4億円
■ 依存症対策の推進【一部新規】	8.1億円

○ 内の数字は平成30年度当初予算額

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進
1兆9,794億円（1兆8,419億円）

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

① 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆4,542億円（1兆3,317億円）

うち障害児支援関係2,810億円（2,320億円）

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

また、消費税引き上げに伴う増分について、必要な経費を計上する。

・消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定率 +0.44%

② 障害福祉人材の処遇改善 93.6億円 ※1兆4,542億円の内数

障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

③ 就学前の障害児の発達支援の無償化 6.9億円 ※1兆4,452億円の内数

幼児教育・保育の無償化にあわせて、就学前の障害児の発達支援の無償化を行う。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 495億円（493億円）

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図る。

(3) 障害福祉サービス提供体制の整備（社会福祉施設等施設整備費）

195億円（72億円）

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、耐震化整備や非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策の強化を図る。

（参考）【平成30年度二次補正予算案】

○ **障害者支援施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等**

50億円

障害者支援施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助する。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,460億円（2,452億円）

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等

1,681億円（1,637億円）

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施【新規】

15百万円

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。

(7) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進【一部新規】

地域生活支援事業等（495億円）のうち6.1億円（4.9億円）

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員による家庭訪問や相談等の取組を充実するとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修等の実施、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

13百万円（14百万円）

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

地域生活支援事業等（495億円）の内数

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図る。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

8.9億円（10億円）

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成

地域生活支援事業等（495億円）の内数

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施する。

(10) 医療的ケア児に対する支援【一部新規】

地域生活支援事業等（495億円）のうち1.3億円（68百万円）
及び75百万円（1.8億円）

地域において、医療的ケア児を受け入れる体制を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施する。また、ICTを活用し、外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

(11) 教育と福祉の連携の推進【新規】

地域生活支援事業等（495億円）の内数及び3百万円

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、教育分野や福祉分野における発達障害者支援指導者向けの研修カリキュラムを作成する。

(12) 共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「心のバリアフリー」を広める取組の推進

地域生活支援事業等（495億円）の内数

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を広めるための取組について拡充を図る。

- ② 障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発 11百万円(9百万円)
 障害福祉従事者や事業経営者等が改めて共生社会の基本理念等を学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施する。

- (13) 主任相談支援専門員の養成等 15百万円(14百万円)
 地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターにおける設置促進及び機能強化を図るための取組を実施する。

- (14) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援
 地域生活支援事業等(495億円)の内数
 重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

- (15) 障害者施策に関する調査・研究の推進 5億円(4億円)
 障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を拡充する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

- (1) 芸術文化活動の支援の推進 3.0億円(2.8億円)
 (うち地域生活支援事業等71百万円(71百万円)ほか)
 障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月施行)を踏まえ、芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援(相談、研修、ネットワークづくり等)を強化するとともに、全国に展開する。また、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

- (2) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1.2億円(1.5億円)
 障害者自立支援機器の実用的製品化を促進するために、企業のシーズと障害者のニーズとのマッチングや機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組む企業に対する支援を強化する。

- (3) 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】
 3.8億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等(495億円)の内数
 マラケシュ条約の批准(平成31年1月発効)や著作権法の改正(平成31年1月施行)を踏まえ、障害者の読書環境の向上を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進する。また、地域の障害者に対するICT機器やサピエの利活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

※サピエ：視覚障害者等が、インターネットを活用して点字・音声図書をダウンロードできるシステム

(4) 障害児・障害者の社会参加の促進【一部新規】

26億円（26億円）及び地域生活支援事業等（495億円）の内数

手話通訳士確保対策の推進、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員養成の支援、ヒアリンググループなど聴覚障害者の「きこえ」を支援する機器の普及、電話リレーサービスや失語症者向け意思疎通支援者の派遣の全国的な実施、身体障害者補助犬の育成等により、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 214億円（205億円）

（※地域生活支援事業計上分を除く）

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

5.7億円（5.6億円）

（うち地域生活支援事業等5.3億円ほか）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、新たに精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催等の普及啓発事業を実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備【一部新規】（一部後掲）

17億円（17億円）

地域で生活する精神障害者の病状の急変児において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

189億円（180億円）

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うため、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

(4) てんかんの地域診療連携体制の整備

8百万円（7百万円）

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各診療拠点機関で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん診療全国拠点機関」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

(5) 摂食障害治療体制の整備 **10百万円(10百万円)**

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援センターで集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国基幹センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 **3.8億円(4.1億円)**
(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

地域生活支援事業等(495億円)のうち1.3億円(1.3億円)

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等を市町村において実施することを推進する。

(2) 発達障害の初診待機解消【一部新規】

地域生活支援事業等(495億円)のうち81百万円(1億円)

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施に加え、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るとともに、その成果について効果検証を行う。

(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及 **1.4億円(1.4億円)**

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進 **14億円(12億円)**
(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 工賃向上等のための取組の推進

地域生活支援事業等(495億円)のうち2.9億円(90百万円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

また、共同受注窓口における関係者による協議体を設置し、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

地域生活支援事業等（495億円）のうち8.1億円（8.2億円）

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(3) 農福連携による障害者の就農促進

地域生活支援事業等（495億円）のうち2.7億円（2.7億円）

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。

(4) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築

12百万円（12百万円）

全国の工賃・賃金向上の事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上をめざす就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策の推進

8.2億円（6.3億円）

(略)

6 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）

6.5億円（55百万円）

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

2.1億円（2.1億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 帰還困難区域等での障害福祉制度の特別措置（復興）

15百万円（15百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

3. 9億円及び被災者支援総合交付金（177億円）の内数（19億円）

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を図る。また、被災地の様々な心のケア活動に係る調査研究等を実施する。

さらに、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施するとともに、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

厚生労働省における各部局の予算案の概要は下記、厚生労働省ホームページにて公表されています。

[厚生労働省 HP]ホーム > 政策について > 予算および決算・税制の概要 > 予算 > 平成31年度厚生労働省所管予算案関係 > 平成31年度各部局の予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokanyosan/gaiyou.html>

3. 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第4回）が開催される

厚生労働省では、平成30年12月20日に標記検討チームが開催されました。今回の検討チームでは、予算編成に関する大臣折衝結果を踏まえて、前述のとおり、消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定+0.44%、また、新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善に国費90億円程度、という対応指針が示されました。

また、障害福祉人材の処遇改善については、下記のとおり対応案が示され、検討されています。

論点Ⅰ 加算の取得要件や加算率の設定について

(1) 加算の取得要件

○加算対象のサービス種類として、現行加算において対象としていないサービスも評価すべきとの意見もある一方で、今般の更なる処遇改善は、これまで数度にわたり取り組んできた福祉・介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの処遇改善加算と同様のサービス種類とする。

○現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得していることを加算の取得要件とした上で、さらに以下の①、②を加算の取得要件としてはどうか。

- ①処遇改善加算の職場環境等要件に関し、職場環境等についての改善の取組を複数行っていること
- ②処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載などを通じた見える化を行っていること

(2) 加算率の設定

福祉・介護職員の確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある勤続年数 10 年以上の介護福祉士等が多いサービスを高く評価することとし、サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数 10 年以上の介護福祉士等(※)の数を反映して加算率を設定することとした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある勤続年数が長い介護福祉士等の数が多い事業所について、更なる評価を行うこととしてはどうか。

※ 現在、介護福祉士等の資格保有者又は職種に就く者であって、同一法人での勤続年数が 10 年以上の者

※ 介護人材の議論では、介護福祉士の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する加算として、サービス提供体制強化加算のほか、特定事業所加算、日常生活継続支援加算の取得状況を加味して加算率を 2 段階に設定する案を提示している。

○ サービス種類内の加算率

- ・具体的には、障害福祉人材においては、「福祉専門職員配置等加算」の取得状況を加味して加算率を 2 段階に設定してはどうか。
- ・また、「福祉専門職員配置等加算」が無いサービスについては、福祉専門職員の配置の手厚さを簡易に把握することが困難であることから、同じサービス種類内での加算率に差を設けないこととしてはどうか。なお、介護人材の議論で加算案として提示されている「特定事業所加算」については、加算の取得要件には専門職員の配置以外の要件も一部含まれているが、その取得の有無で加算率に差を設けることについて、どのように考えるか。

論点Ⅱ 事業所内での配分方法について

事業所内での配分方法に一定のルールを設定することについて、介護人材では平成 30 年 12 月 19 日の社会保障審議会介護給付費分科会で提示された審議報告(案)において以下のとおり対応することとされています。(なお、平成 30 年 12 月 26 日には審議報告(案)のとおり、「2019 年度介護報酬改定に関する審議報告」が公表されました。)

具体的な配分の方法(介護人材)

- ・経験・技能のある介護職員において、月額 8 万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(年収 440 万円)以上となる者を設定・確保すること。これにより、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現。
- ※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
- ・経験・技能のある介護職員は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の 2 倍以上とすること。
- ・その他の職種は、平均の処遇改善額がその他の介護職員の 2 分の 1 を上回らないこと(※)。また、更なる処遇改善において、リーダー級の介護職員について他産業と遜色

のない賃金水準を目指す中で、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金（年収440万円）を超えない場合に改善を可能とすること。

※ 平均賃金額について、その他の職種がその他の介護職員と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

こうした介護人材での議論をふまえ、障害福祉サービス等においてはどのように対応するか、考慮すべき事項が下記のとおり示されました。

＜障害福祉サービス等において考慮すべき事項＞

- ・資格保有者以外に研修などで専門的な技能を身につけた障害福祉人材への配慮
例1：行動障害のある障害者へ対応するための「強度行動障害支援者養成研修」
例2：様々な障害により意思疎通が困難な障害者へ対応するための「手話通訳者・要約筆記者養成研修」、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」、「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」等
例3：就労系サービスにおいて障害者の業務遂行力の向上支援などを行うための「職場適応援助者（ジョブコーチ）」等
- ・障害福祉サービス等事業所の職員配置状況

事業所内での配分については、以上のような事項を踏まえ、引き続き検討チームにおいて検討がなされます。

検討チームの資料は下記、厚生労働省ホームページに掲載されています。

[厚生労働省HP]ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

4. 平成29年度「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」が公表される～施設従事者等による虐待件数が前年度比で16%増～

厚生労働省は昨年12月26日、平成29年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査結果をまとめた報告書を公表しました。この調査は、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法を受け、各都道府県等の対応の状況を毎年度明らかにすることを目的に実施されています。

障害者虐待防止法では、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待が定義されています。

主な調査結果は次頁の通りです。

【表：調査結果（全体像）】

（ ）内は前回調査結果

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649 件 (4,606 件)	2,374 件 (2,115 件)	691 件 (745 件)	虐待判断件 数	597 件 (581 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557 件 (1,538 件)	464 件 (401 件)			
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)			被虐待 者数

養護者による障害者虐待は、前年度比で、相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加しており、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についても、前年度比で、相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加している一方で、被虐待者数は減少しました。

虐待判断件数は63件(16%)増加しており、虐待が認められた事業所種別では、件数の多い順で、障害者支援施設116件、共同生活援助87件、放課後等デイサービス57件、生活介護54件、就労継続支援B型43件、就労継続支援A型33件となっています。

加えて、虐待の発生要因(複数回答)では、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が59.7%(28年度は65.1%)で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が53.5%(同53.0%)、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が47.2%(同52.2%)でした。

以下、調査結果の中の障害者福祉施設従事者等により障害者虐待の主なポイントを掲載していますので、ご参照ください。

＜主なポイント(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による相談・通報件数については、平成29年については12%増加(2,115件→2,374件)。障害判断件数についても16%増加(401件→464件)している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から約0.6%増加している。
(平成28年度：18.9%(401/2,115)、平成29年度：19.5%(464/2,374))
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が20%と最も多く、次いで、当該施設・事業所職員が18.2%となっている。昨年度と比べ、相談支援専門員、他の施設・事業所職員、当該施設・事業所職員、当該施設・事業所設置者・管理者からの相談・通報件数が増加している(平成28年度：844件、平成29年度：1,020件)。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が57%と最も多く、次いで心理的虐待が42%、性的虐待が14%、放棄・放置が7%、経済的虐待が6%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が71%と最も高く、次いで身体障害が22%、精神障害が16%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が44%、管理者が10%、その他従事者が7%、サービス管理責任者が5%、世話人が4%の順。
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限を行使したものは231件であり、昨年度(241件)と比べ4%減少している。
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成28年度もなし)

なお、③使用者による障害者虐待については、平成30年8月22日にすでに公表されています。今回の報告書の全文は、下記URLよりご参照ください。

[厚生労働省] ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2018年12月 > 平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）を公表します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00001.html

5. 社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について

感染性胃腸炎の患者発生は、例年12月中旬頃にピークとなる傾向があり、厚生労働省では、各都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局）宛に、12月14日付で標記の事務連絡を発出しました。

本年においても、感染性胃腸炎の定点医療機関あたりの患者の発生届出数に増加傾向が見られております。感染防止対策の徹底に向けて、下記厚生労働省ホームページに掲載のある関連資料をご活用ください。

[厚生労働省 HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > その他の感染症 > 感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

6. 「喫煙専用室」におけるたばこの煙の流出防止措置の基準が示される

12月11日、厚生労働省は第11回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会たばこの健康影響評価専門委員会を開催し、喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止措置の技術的基準（案）を示しました。

児童福祉施設以外の施設においては、「屋内原則禁煙」とされ、「喫煙専用室」内でのみ喫煙が可能とされており、今回の専門委員会では、「喫煙専用室」におけるたばこの煙の流出防止措置の技術的基準（案）が下記のとおり示されました。

なお、児童福祉施設以外の施設においても、個室やプライベートスペースにおいては、家庭と同様の取扱いとし、周囲への状況への配慮義務はあるものの、「原則適用除外」であるとされています。

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準（案）

○ 喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。

① 入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること

※ 入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。

② 壁、天井等によって区画されていること

③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能

※2 法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 厚生科学審議会(たばこの健康影響評価専門委員会) > 第11回たばこの健康影響評価専門委員会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02849.html

II. その他の関連情報

1. 2019年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の2019年度受講者を募集します。本課程は、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員を対象に、社会福祉主事任用資格を取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、従事する分野以外の幅広い福祉の学習ができる場として、年間約5,000名の方に受講いただいています。

本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは下記および中央福祉学院ホームページから『受講案内』をご覧ください。

通信課程の概要

- (1) 受講期間： 2019年4月～2020年3月（1年間）
- (2) 学習内容： 自宅学習による答案作成（16科目）、集合研修（5日間）
- (3) 受講料： 87,400円（消費税等込。教材費、集合研修料、添削指導料含む）
※集合研修時の交通費・宿泊費等は別途ご負担ください。
- (4) 申込期限： 2019年1月31日（木）（定員に達し次第申込を締め切ります。）
- (5) 詳細申込： 中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>
- (6) 問合せ： 中央福祉学院 TEL：046-858-1355

2. 職場研修担当者研修会（平成30年度第2回 施設職員コース）のご案内

全社協・中央福祉学院では、標記研修会を開催します。社会福祉法人や社会福祉施設のあり方が大きく問われている中で、人材の定着・育成がもっとも重要な課題といえます。そこで、本研修会は、演習を中心に、人材育成（研修）担当者に向けて職場での人材育成に関する知識、及び技術の習得を図ることを目的に開催いたします。詳しくは次頁および中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

研修の概要

- (1)日 程：2019年2月23日（土）～2月25日（月）
- (2)対象者：社会福祉法人・施設等における人材育成（研修）担当者（定員80名）
- (3)会 場：中央福祉学院（ロフォス湘南） 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44
- (4)受講料：10,300円
- (5)申込締切：2019年2月8日（金）（定員に達し次第申込を締め切ります。）
- (6)詳細・申込：中央福祉学院ホームページ

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course1313.html>

- (7)問合せ：中央福祉学院 TEL：046-858-1355

★★過去に受講された方々からの声★★

「自分にはまだまだ意識・活用する技術が足りないことに気づかされた。この研修が受けられたことは今後の人材育成への財産としたい」

「全体的にワークが多く、身につく研修だった。ぼんやりとしていた考えがクリアになり、とても勉強になった。今後を活かしたいと思う」